

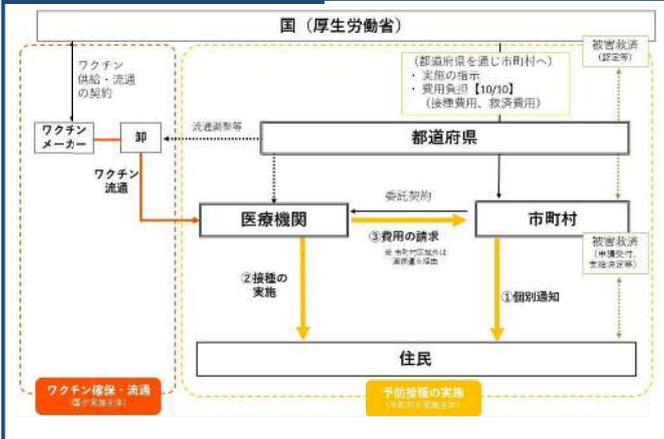
# 高齢者施設における新型コロナウイルスワクチン接種について【全体概要】

※現時点の案であり、今後変更もあり得る

## 1. 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、今回のワクチンの接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、**国の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**するものとなっている。

## 2. 事業イメージ



## 3. 接種券（現時点案）

接種券		予診のみ		新型コロナウイルスワクチン 予防接種券(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19	
券種	2 ワクチン接種 1 回目	券種	1 予診のみ 1 回目	1回目	接種年月日 2021年 月 日 接種場所 メーカー/Lot No. (シール貼付)
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	2回目	
券番号	1234567890	券番号	1234567890	接種年月日 2021年 月 日 接種場所	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎
接種を受ける方へ ●シールは剥がさず、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。				住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-999
				生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
				〇〇県〇〇市 日本 一部	

※接種時点では、市町村から発行された接種券のほか、予診票等が必要

## 4. 接種場所の検討

- ワクチンの接種場所は、市町村が設ける会場、医療機関（介護老人保健施設等の医療提供施設では当該施設での接種や、特養等では施設での巡回接種も可能）いずれでも実施可能である。
- 高齢者施設の入所者の平時の定期接種の接種方式を踏まえつつ、接種場所を検討すること。** ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることから、施設等内においての接種を実施する場合は、接種可能人数を可能な限り多くする必要があります。

# 高齢者施設における新型コロナウイルスワクチン接種について【全体概要】

※現時点の案であり、今後変更もあり得る

## 5. 入所者への説明

- 入所者のワクチン接種の希望の有無を確認し、接種を希望する場合には以下のポイントを確認する。
    - ① 接種券が手元に届いているか
    - ② 希望する医療機関が接種実施医療機関であるか（外部での接種を希望する場合）
    - ③ 予診票の記入は済んでいるか（本人の意思確認があるか）
    - ④ 体調の変化はないか
    - ⑤ 接種券と予診票その他必要な持ち物はあるか
    - ⑥ （第2回目の場合）第1回目と同じワクチンの種類であるか
    - ⑦ 予防接種済証をもらい、保管しているか
    - ⑧ 体調の変化はないか
    - ⑨ （第1回目の場合）接種券を保管しているか
- 医療機関の所在地の市町村の情報を確認  
 ※介護保険施設の嘱託医等の場合において、**接種実施医療機関でない場合は、市町村へ相談**
- 意思確認が難しい場合**であっても、家族や、介護保険施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら意思確認をし、接種についての同意を確認できた場合には接種可能
- 副反応等による体調の変化に留意する。  
 ※応急対応が可能な状態で観察するほか、事前に施設内で連絡体制を整えておく

## 6. 請求事務（医療提供施設で実施した場合のみ）

- 介護老人保健施設等の医療提供施設が接種実施医療機関として実施した場合には、施設等がワクチン接種に係る費用の請求を行う。
- その際、施設所在地と異なる住民票所在地の入所者の費用請求は、国保連へ請求する。
- なお、巡回接種等により実施した場合は、施設等に請求事務は発生しない。



## 7. 従事者の接種

- 一般の住民と同様に住民票所在地の接種実施医療機関で接種する。ただし、優先接種である証明を接種券と共に医療機関に持参する必要があるため、施設等において従事者に対して証明書（仮）を交付する。
- 施設等内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。その際は、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意すること。  
 一定の要件：施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であること等

## 高齢者施設の接種体制構築に向けて

### 実施主体と関係者の役割

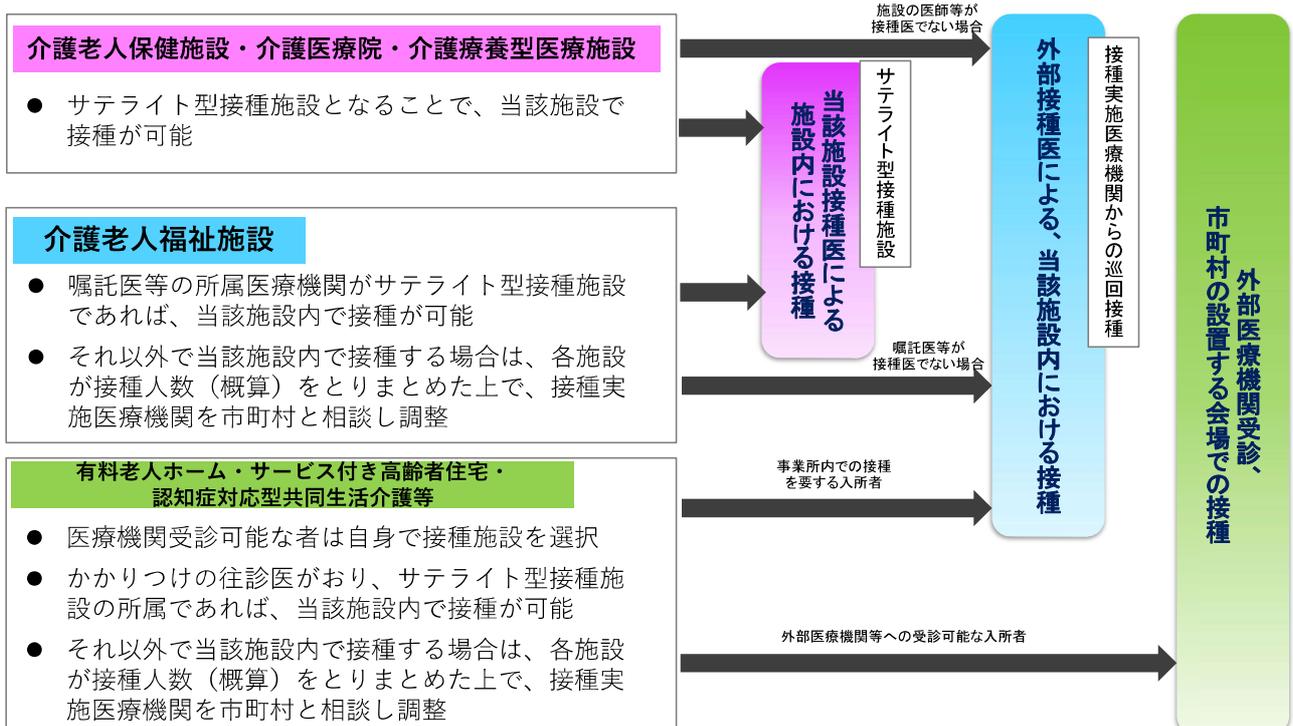
- ・国は、高齢者施設の接種体制の留意点をまとめ、都道府県及び実施主体である市町村へ周知する。なお、あわせて、高齢者施設の関係団体へ周知する。
- ・都道府県は、市町村が管内の高齢者施設の把握を円滑に行えるよう協力をする。
- ・市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設を把握する。その上で、高齢者施設に対し、接種体制等の説明を行う。  
また、市町村は、管内の各高齢者施設の入所者の接種方法を把握するとともに、介護保険施設の嘱託医等が接種実施医療機関に該当せず、高齢者施設での接種の調整が困難な場合は、市町村が郡市区医師会と相談し、接種医の調整を行う。  
なお、円滑な予防接種の推進を図るため、市町村介護保険部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局が中心にとりまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられるが、各自治体の状況に応じて対応されたい。
- ・高齢者施設は、平時の定期接種等を基本にしながら接種場所の検討と市町村への報告を行う。さらに、入所者（または家族）に対して、予防接種に関する必要な事項（接種券、予診票の記入等）について説明を行う。

- 高齢者施設においては、入所者の平時の定期接種等の接種場所を踏まえ、接種場所の検討を行う。今般の新型コロナウイルスワクチンの接種体制及び特性等を踏まえ、高齢者施設の実施においては、特に以下の点について留意が必要
  - ・ワクチンの安全な運搬・管理
  - ・ワクチンの接種実施医療機関の確認
  - ・施設内の被接種者数の把握と会場の設定
  - ・ワクチンの副反応の早期発見と報告
  - ・接種場所の例外による請求事務

42

## 高齢者施設の入所者への接種の進め方(概要)

- 高齢者施設の入所者への接種方法は、本人の選択又は施設が調整。標準的な実施方法は以下の通り。



注1) ディープフリーザーを設置するなどによりワクチンが直接配送され接種を行う医療機関を「基本型接種施設」、基本型施設から冷蔵でワクチンの分配を受け接種を行う医療機関を「サテライト型接種施設」という。  
 注2) 巡回接種とは、接種会場への移動が困難な者等に対して、接種実施医療機関等が接種会場以外の場所に赴き、接種会場以外の場所において接種を行うことをいう。  
 注3) 高齢者施設については、介護保険施設のほか、居住系介護サービス等を含むことを想定。  
 注4) 全ての施設種別において、外部医療機関受診や市町村の設置する会場での接種は可能。

43